

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日のときは、その翌日)

### ◇選管告示

#### 目次

- 政治団体設立の届出
- 政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出
- 政治団体の解散の届出
- 政治団体の収支報告の要旨
- 衆議院議員総選挙におけるポスターの掲示の開始の日
- 個人演説会を開催することができる施設を指定した旨の報告
- 個人演説会を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第

一項の規定により告示する。

昭和五十五年五月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

政治団体の名称	代表者 氏名	会計責任者 氏名	主たる事務所の所在地	備考
因伯清酒産業振興会	田村 純一	小谷 達郎	鳥取市西町四丁目一四	その他の政治団体
鳥取県梶原清後援会	山根 由穂	伊藤 静恵	鳥取市丸山町二四八	
小谷善高後援会	尾崎 茂田	中 繁保	倉吉市昭和町四五五―二	
石破二期八頭郡後援会	山口 享平	木 辰雄	八頭郡家町奥谷八反田一九六	
笠見次男後援会	荒尾美喜雄	笠原 泰治	倉吉市小鴨八七	
水谷正勝後援会	増田 昭杉	山 鶴雄	倉吉市みどり町三一七四	
鳩山威一郎鳥取県東部後援会	柴田 太郎	河原 彌	鳥取市栄町四〇三	
金曜会	津村 幸政	井上 彬	倉吉市瀬崎町二七二六	
新見修東部後援会	徳沢 義夫	田口 守	鳥取市行徳は三七一	
新見修中部後援会	増田 昭山	本 武人	倉吉市伊木二四一―一一	
新見修西部後援会	安達 俊幸	遠藤 通	米子市久米町一四二	
石破二期西部後援会	松本 豊	小笹 俊造	米子市富士見町二丁目二五―四	
石破二期中部後援会	林原 嘉武	伊藤 武夫	倉吉市宮川町一五七	
中井勲後援会	石賀 健治	斉尾 克己	東伯郡赤碓町大字竹内三七二	

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づ

き、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十五年五月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

政治団体の名称	異動事項	新	旧
石破二朗後援会	主たる事務所の所在地	鳥取市西町一丁目二七	鳥取市西町一丁目二六
自由民主党日南支部	代表者	宮崎正雄	上根政幸
自由民主党日南支部	主たる事務所の所在地	日野郡日南町霞六五六	日野郡日南町茶屋二〇四七一二
自由民主党日南支部	代表者	足羽茂秋	木山幸男
大橋二郎後援会	代表者	坪倉正孝	足羽茂秋
自由民主党鳥取県連盟	主たる事務所の所在地	倉吉市新町三丁目二八九	倉吉市瀬崎町二七二六
鳥取県支部	代表者	由谷武之	日野健彦
古井喜実中部後援会	主たる事務所の所在地	鳥取市扇町二一	鳥取市扇町一七
自由民主党鳥取県連盟	代表者	藤井政雄	倉吉市宮川町一五一
連盟総支部	代表者	桜川豊吉	中本覚蔵
自由民主党関金町支部	代表者	東伯郡関金町関金宿五四二	谷沢芳喜代
自由民主党関金町支部	代表者	鳥飼正子	東伯郡関金町松河原
自由民主党関金町支部	代表者	平岩正寿	本高定雄
自由民主党関金町支部	代表者	板持 実	梶本辰己
自由民主党関金町支部	代表者	倉吉市伊木二四	遠藤和俊
自由民主党関金町支部	代表者	倉吉市伊木二四	倉吉市伊木二四
自由民主党関金町支部	代表者	三浦時義	赤井直義

自由民主党江府町支部	代表者	小笠原政次郎	赤井通泰
自由民主党鳥取市美保支部	代表者	岡田京三	藤原米治
自由民主党米子市福生支部	代表者	宮部保己	森本知重
自由民主党米子市福生支部	代表者	有本武夫	吹野茂吉
鳥取県自治同志会	代表者	倉敷敏成	八原棟一
野坂勉後援会	代表者	浜本力六	井上正幸
野坂亮介後援会	代表者	野本唯夫	野本末治郎
大谷輝子後援会	代表者	米子市西福原三	米子市末広町二
自由民主党福部村支部	代表者	米子市西福原三	米子市博芳町一
自由民主党福部村支部	代表者	岩美郡福部村浜湯山	岩美郡福部村細川
自由民主党鳥取千代水支部	代表者	鳴田 勇	山根秀雄
自由民主党鳥取千代水支部	代表者	平井正雄	中山敏男
小谷壽人後援会	代表者	太田豊三	高村光輝
鳥取県建設政治連盟日野支部	代表者	小谷義雄	市田 純
ひのけん松原一男後援会	代表者	谷口恭之	高橋徳志
平田賢後援会	代表者	住田孝治	今田金治
自由民主党八東町支部	代表者	米子市上福原一五四四	米子市東福原五四六一二
自由民主党八東町支部	代表者	八頭郡八東町安井宿一〇九三	八頭郡八東町富枝二六五一三
自由民主党八東町支部	代表者	遠藤直義	森脇金治
野坂浩賢西部後援会	代表者	中林郁二	竹本正実
野坂浩賢西部後援会	代表者	米子市昭和町六八一	米子市明治町一七
野坂浩賢西部後援会	代表者	安達俊幸	米子市明治町一
野坂浩賢西部後援会	代表者	米子市昭和町六八一	米子市明治町一
野坂浩賢西部後援会	代表者	米子市昭和町六八一	米子市明治町一

代表者	中森義人	広田幸一
代表者	中塚靖子	森尾智恵子
会計責任者	坂野礼子	倉繁礼子

鳥取県選挙管理委員会告示第二十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年五月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

政治団体の名称	代表者 氏名	会計責任者 者氏名	主たる事務所の所在地	備考
中曾勇後援会	福田 良大島	武夫	西伯郡岸本町大殿一四五	その他の政治団体
福島進後援会	中島 実	大津賀常允	米子市角盤町一丁目三一	"
保田陸美後援会	松本 光寿	松本 芳彬	鳥取市西品治八一三一二	"
境港市を考える会	松本 豊足羽	真境港市上道町一九〇〇	"	"
柏木整一郎後援会	松本 豊南家	正男	境港市上道町一九〇〇	"
加藤進、川西基次後援会	伊谷 周一	幅田 皓正	鳥取市寺町無番地	"
三森政治口日野後援会	安田 公正	川上 肇	日野郡江府町美用五三〇	"
小林じゅん後援会	岩谷 俊一	福田 尚三	米子市浦津一六一	"

鳥取県選挙管理委員会告示第二十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十五年五月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

◎ その他の政治団体  
期間 昭和53年1月1日から同年12月31日まで

政治団体	報告年月日	収入総額	支出総額	収入の内訳	支出の内訳
大橋二郎後援会	昭和55年2月13日	4,000	0	収入の内訳 前年繰越額 4,000	
福谷きよし後援会	昭和55年3月12日	100,000	12,260	収入の内訳 寄附 100,000 個人分 100,000	支出の内訳 4 支出の内訳 経常経費 3,760 備品、消耗品費 3,760 政治活動費 8,500 組織活動費 8,500
中本興夫後援会	昭和55年2月27日	0	0		

<p>5 寄附の内訳</p> <p>年間100万円以下のもの100,000</p>		<p>3 収入の内訳</p> <p>前年繰越額 39,893</p>		<p>報告年月日 昭和55年3月31日</p> <p>1 収入総額 423,000</p> <p>2 支出総額 404,892</p> <p>3 収入の内訳</p> <p>寄附 423,000</p> <p>個人分 423,000</p> <p>4 支出の内訳</p> <p>経常経費 80,592</p> <p>備品、消耗品費 55,672</p> <p>事務所費 24,920</p> <p>政治活動費 324,300</p> <p>組織活動費 152,800</p> <p>機関紙誌の発行 その他の事業費 171,500</p> <p>171,500</p> <p>171,500</p> <p>5 寄附の内訳</p> <p>年間100万円以下のもの423,000</p>		<p>三朝町平林鴻三後援会</p> <p>報告年月日 昭和55年3月31日</p> <p>1 収入総額 360,806</p> <p>2 支出総額 326,480</p> <p>3 収入の内訳</p> <p>寄附 360,000</p> <p>個人分 360,000</p> <p>その他の収入 806</p> <p>1件10万円未満のもの 806</p> <p>4 支出の内訳</p> <p>経常経費 96,980</p> <p>備品、消耗品費 11,830</p> <p>事務所費 85,150</p> <p>政治活動費 229,500</p> <p>組織活動費 229,500</p> <p>5 寄附の内訳</p> <p>年間100万円以下のもの360,000</p>	
<p>永代勇男後援会</p> <p>報告年月日 昭和55年3月28日</p> <p>1 収入総額 64,590</p> <p>2 支出総額 64,590</p> <p>3 収入の内訳</p> <p>寄附 64,590</p> <p>個人分 64,590</p> <p>4 支出の内訳</p> <p>経常経費 4,000</p> <p>備品、消耗品費 4,000</p> <p>政治活動費 60,590</p> <p>組織活動費 60,590</p> <p>5 寄附の内訳</p> <p>年間100万円以下のもの64,590</p>		<p>わたなべまきぞう後援会</p> <p>報告年月日 昭和55年3月28日</p> <p>1 収入総額 79,920</p> <p>2 支出総額 79,920</p> <p>3 収入の内訳</p> <p>前年繰越額 79,920</p> <p>4 支出の内訳</p> <p>経常経費 1,920</p> <p>事務所費 1,920</p> <p>政治活動費 78,000</p> <p>機関紙誌の発行 その他の事業費 78,000</p> <p>78,000</p> <p>78,000</p>		<p>河原町平林鴻三後援会</p> <p>報告年月日 昭和55年3月31日</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p>		<p>高垣幸寿後援会</p> <p>報告年月日 昭和55年3月31日</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p>	
<p>野津ひであき後援会</p> <p>報告年月日 昭和55年3月28日</p> <p>1 収入総額 39,893</p> <p>2 支出総額 0</p>		<p>江原勝後援会</p> <p>報告年月日 昭和55年3月29日</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>遠藤とおる後援会</p>					

<b>田中英後援会</b> 報告年月日 昭和55年3月31日 1 収入総額 30,000 円 2 支出総額 30,000 3 収入の内訳 寄附 30,000 個人分 30,000 4 支出の内訳 政治活動費 30,000 機関紙誌の発行 その他の事業費 30,000 宣伝事業費 30,000 5 寄附の内訳 年間100万円以下のもの 30,000		2 支出総額 0 <b>中村卓朗後援会</b> 報告年月日 昭和55年3月31日 1 収入総額 0 円 2 支出総額 0 1 収入の内訳 2 支出の内訳 0 0 <b>堀江正夫後援会鳥取支部</b> 報告年月日 昭和55年3月31日 1 収入総額 15,987 円 2 支出総額 0 3 収入の内訳 前年繰越額 15,987		經常経費 56,000 人件費 46,000 光熱水費 5,000 備品、消耗品費 2,000 事務所費 3,000 <b>福井宗一後援会</b> 報告年月日 昭和55年4月1日 1 収入総額 1,000 円 2 支出総額 0 3 収入の内訳 前年繰越額 1,000		事務所費 3,000 5 寄附の内訳 年間100万円以下のもの 3,000 <b>小林じゅん後援会</b> 報告年月日 昭和55年4月14日 1 収入総額 1,500,300 円 2 支出総額 1,500,000 3 収入の内訳 寄附 1,500,000 個人分 1,500,000 前年繰越額 300 4 支出の内訳 政治活動費 1,500,000 寄附、交付金 1,500,000 5 寄附の内訳 (寄附者) (金額) (住所) (個人分) 小林 準 1,500,000 東京都	
<b>寺垣恒男後援会</b> 報告年月日 昭和55年3月31日 1 収入総額 0 円 2 支出総額 0		<b>八渡吉永後援会</b> 報告年月日 昭和55年3月31日 1 収入総額 56,000 円 2 支出総額 56,000 3 収入の内訳 個人の党費、会費(103人)30,880 前年繰越額 25,120 4 支出の内訳		<b>三森政治口日野後援会</b> 報告年月日 昭和55年4月8日 1 収入総額 3,000 円 2 支出総額 3,000 3 収入の内訳 寄附 3,000 個人分 3,000 4 支出の内訳 經常経費 3,000			
<b>中村和夫後援会</b> 報告年月日 昭和55年3月31日 1 収入総額 0 円							

鳥取県選挙管理委員会告示第二十六号

昭和五十五年六月二十二日執行予定の衆議院議員総選挙における公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四百四十四条の二第一項のポスターの掲示場に同法第四百四十三条第一項第四号の二及び第五号のポスターを掲示することができることとなる日を昭和五十五年六月二日と定めたので、同法第四百四十四条の二第五項の規定により告示する。

昭和五十五年五月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号

鳥取市選挙管理委員会から、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号に規定する個人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨の報告があつたので同条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年五月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

施設の名称 所在地

鳥取県立社会教育センター 鳥取市扇町二一番地

鳥取県選挙管理委員会告示第二十八号

鳥取市選挙管理委員会から、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号に規定する個人演説会を開催することができる施設の指定を次のとおり解除した旨の報告があつたので告示する。

昭和五十五年五月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

施設の名称 所在地

吉岡温泉館 鳥取市吉岡温泉町七四九番地

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千円(送料を含む)】